

鳥取県告示第654号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成24年9月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除に係る保安林の所在場所
八頭郡八頭町明辺字梵字23の13から23の15まで
- 2 保安林として指定された目的
雪崩^{なだれ}の危険の防止
- 3 解除の理由
道路用地とするため